

発議第30号

熊本市中小企業振興基本条例の一部改正について

地方自治法第112条及び熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により、
熊本市中小企業振興基本条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成30年12月11日提出

熊本市議会議員	上田芳裕
同	倉重徹
同	齊藤聰
同	三島良之
同	小佐井賀瑞宜
同	田上辰也
同	鈴木弘
同	園川良二
同	重村和征
同	那須円

熊本市議会議長 くつき 信哉 様

熊本市中小企業振興基本条例の一部を改正する条例

熊本市中小企業振興基本条例（平成24年条例第128号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市中小企業・小規模企業振興基本条例

前文のうち第2項中「小規模な事業者」の次に「や個人事業者」を加え、「中小企業者は」を「こうした本市の中小企業者・小規模企業者は」に改め、第3項中「少子高齢化」の次に「や人口減少社会」を加え、「変化する中、本市の中小企業者」を「変化するとともに、経営者の高齢化や後継者不足等、本市の中小企業者・小規模企業者」に改め、第4項中「中小企業者」を「中小企業者・小規模企業者」に、「中小企業」を「中小企業・小規模企業」に改め、第5項中「中小企業」を「中小企業・小規模企業」に改め、同項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

とりわけ、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業については、その地域における役割の重要性に鑑み、小規模企業を中心に据えた新たな施策の体系を構築すべく、国において小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）が制定されており、本市でも、より一層小規模企業の持続的発展を図るための諸施策を推進していく必要がある。

第1条中「健全な」を「健全で持続可能な」に改める。

第2条中第3号を第4号とし、同条第2号中「商工会」の次に「、中小企業団体中央会」を加え、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定するものをいい、個人事業者を含む。

第3条に次の1項を加える。

2 小規模企業の振興は、小規模企業者の経営資源に大きな制約があることを踏まえ、その活力が最大限に発揮され、事業の持続的な発展が図られることを旨として行われなければならない。

第4条第2項中「研究機関」の次に「、金融機関等の関係団体」を加え、同条に次の1項を加える。

3 市は、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮するよう努めるものとする。

第5条中第5項を削り、同条に次の2項を加える。

5 小規模企業者は、経済的社会的環境の変化に応じ、事業の持続的な発展を図るため、自主的にその円滑かつ着実な事業の運営を図るよう努めるものとする。

6 小規模企業者以外の者であって、その事業に関し小規模企業と関係があるものは、市が行う小規模企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

第11条を第12条とする。

第10条第2項中「第8条」を「第9条」に改め、同条を第11条とする。

第9条を第10条とする。

第8条に次の1項を加え、同条を第9条とする。

2 前項各号に掲げる事項のほか、市は、小規模企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、関係者相互の連携及び協力を推進し、その事業の持続的な発展を図ることができるよう、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

(1) 多様な需要に応じた商品の販売又は役務の提供の促進及び新たな事業の展開の促進を図ること。

(2) 経営資源の有効な活用並びに小規模企業に必要な人材の育成及び確保を図ること。

(3) 地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する小規

模企業の事業活動の推進を図ること。

(4) 小規模企業への適切な支援を実施するための支援体制の整備を図ること。

第7条を第8条とする。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(中小企業団体の役割)

第6条 中小企業団体は、中小企業者の事業活動を支援し、又は事業活動を行うに当たっては、中小企業者とともに、第3条に規定する基本理念の実現に主体的に取り組み、特に小規模企業者に対しては、きめ細かな支援と対策を講じるよう努めるものとする。

本則に次の1条を加える。

(基本計画)

第13条 市は、第4条第1項の規定に基づく中小企業の振興に関する施策を計画的かつ効果的に実施するための基本的な計画を策定するものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(提出理由)

小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）の施行等により、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。